

# 新たに保育所、認定こども園、幼稚園等を利用される方へ(子ども・子育て支援新制度)

## 利用するには、「認定※a」を受けする必要があります

仕事や介護などのため  
こどもを預かってほしい

保育※1利用希望 (2号認定・3号認定)

お住まいの区保健福祉センターに認定申請書等を提出します  
(保育所等を通じて提出する場合があります)

こどもに幼児教育を  
受けさせたい

教育※2のみ利用希望 (1号認定)

入園を希望する幼稚園、認定こども園に入園願書等を提出します  
(入園内定後、園に認定申請書を提出します)

・利用調整により希望する施設へ  
入所できないことがあります。

※b 幼稚園は新制度へ移行していない幼稚園もあります。  
(この場合は認定を受ける必要はありません)

保育所

0～5歳

就労などのため家庭で保育できない  
保護者に代わって保育する施設

地域型保育事業

0～2歳

保育所よりも少人数の単位で、  
こどもを預かる事業

利用のために必要な認定

2号認定、3号認定

利用時間

夕方までの保育のほか、園により延長保育を  
実施

利用できる保護者

共働き世帯など、家庭で保育できない保護者

認定こども園

保育…0～5歳  
教育…3～5歳

教育と保育を一体的に行う施設

●幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち  
地域の子育て支援も行う施設です

利用のために必要な認定

1号認定、2号認定、3号認定

利用できる保護者・利用時間

1号認定の場合は、幼稚園と同じです

2・3号認定の場合は、保育所と同じです

幼稚園※b

3～5歳

小学校以降の学習の基礎を  
つくるための幼児期の教育を行う学校

利用のために必要な認定

1号認定

利用時間

昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により  
教育時間前後や園の休業中の教育活動(預  
かり保育)などを実施

利用できる保護者

制限なし

・各施設等で受入れ年齢は異なりますので、ご確認ください。

・幼稚園・認定こども園(1号認定)は各園にて入園受付を行いますので、ご希望の園へお問い合わせください。

・保育利用希望者(2・3号認定)の申請書等は9月中旬から各区保健福祉センター・各施設で配付を開始し、10月から受付予定です。  
年度途中の利用については、利用希望月の前月5日が申請締切です。

※a 保育の必要性や年齢などに応じて認定されます。

種類	年齢	利用できる施設	保育の必要性
1号認定	満3歳以上	幼稚園、認定こども園	なし
2号認定	満3歳以上	保育所、認定こども園	あり
3号認定	満3歳未満	保育所、認定こども園、地域型保育事業	あり

※1 ここである「保育」とは養護及び保育を行うことを  
いいます。

※2 ここである「教育」とは、幼稚園又は認定こども園  
において行われる教育をいいます。